

一般社団法人面会交流支援全国協会

(Association for Child Contact Support Japan)

定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人面会交流支援全国協会と称する。なお、英文では、Association for Child Contact Support Japan とする。

### (目 的)

第2条 子どものための面会交流の実現にむけて、面会交流支援のあり方を提示し、面会交流の支援団体の適正を示す基準と認証制度を提供することを目的として、下記の活動を行う。

- (1) 面会交流支援団体の適正を示す基準を設置し、それを満たす団体に認証をあたえることに関する活動
- (2) 面会交流支援に関する研修プログラムの提供
- (3) 子どもの権利を実現するための当事者（家族）支援のあり方に関する調査研究およびその成果の公表
- (4) 子どもの権利を実現するための面会交流を普及させるための啓発活動および講演
- (5) 上記(1)から(4)に関連する物品や書籍の販売
- (6) 前各号に附帯関連する一切の事業

### (主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

### (機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

### (会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において承認された者

#### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

#### (会費)

- 第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第9条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の3分の2以上の議決をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。

## 第3章 社 員

#### (社 員)

第12条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第13条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第15条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
  - (2) 死亡
  - (3) 総社員の同意
  - (4) 除名
- 2 社員の除名は、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

## 第4章 社員総会

(招 集)

第16条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、出席した社員の中から選出する。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第23条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第24条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第25条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第26条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事等)

第27条 当法人に理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 理事長は、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- 4 当法人に副理事長を1名以上置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決

議をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事（理事であった者を含む。）及び監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

（非業務執行理事等の法人に対する責任の限定）

第31条 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間に、同法第111条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理 事 会

（招 集）

第32条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故又は支障があるときは、理事会において、あらかじめ定めた順序で、各理事がこれを招集する。

（招集手続の省略）

第33条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、出席した理事の中から選任し、これに代わるものとする。

（理事会の決議）

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。

(職務の執行状況の報告)

第37条 理事は、自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 基 金

(基金の拠出)

第39条 当法人は、会員又は第三者に対して、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第40条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を得て、理事長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第41条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規定」に定める日まで、その返還を請求することができない。

(基金返還の手続)

第42条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行う。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年



1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第44条 代表理事は、毎事業年度終了後、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第45条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 残余財産の帰属

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附 則

(特別の利益供与の禁止)

第48条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所略) 二 宮 周 平

(住所略) 高 田 恭 子

(住所略) 松 村 歌 子

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 二 宮 周 平

設立時理事 阿 部 裕

設立時理事 野 口 康 彦

設立時理事 村 本 邦 子

設立時理事 長 谷 川 富 士 子

設立時監事 松 久 和 彦

(設立時の代表理事)

第51条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

(住所略) 二 宮 周 平

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第53条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

令和2年9月30日

以上、一般社団法人面会交流支援全国協会の定款の抜粋したものと相違ありません。

令和5年10月1日 代表理事 二 宮 周 平